

官報号外 平成十六年四月九日

平成十六年四月九日

○第一百五十九回 参議院会議録第十四号

平成十六年四月九日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十四号

平成十六年四月九日

午前十時開議

第一 クリーニング業法の一部を改正する法律

案(衆議院提出)

第二 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律

案(衆議院提出)

第三 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 卸売市場法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 特定農産加工業經營改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(倉田寛之君) これより会議を開きます。
日程第一 クリーニング業法の一部を改正する法律案

平成十六年四月九日 参議院会議録第十四号 クリーニング業法の一部を改正する法律案外一件 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、クリーニング業における営業の実態、利用者の苦情への対応、公衆浴場の活用方策等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

ます、委員長の報告を求めます。総務委員長景山俊太郎君。

〔景山俊太郎君登壇、拍手〕

○景山俊太郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申上げます。

本法律案は、事業所における指定可燃物等の貯蔵又は取扱基準の充実を図るとともに、石油コンビナート等特別防災区域の事業者による広域共同防災組織の設置、防災業務の運営に関する改善命令の導入等に係る規定を整備するほか、住宅用火災警報器等について、条例で定める基準に従い、その設置の義務付け等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、火災発生の危険性の高い新物品に対する安全対策の在り方、大規模災害に対する防災体制の整備の必要性、住宅用火災警報器の普及方策等について質疑が行われました。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対しまして五項目から成る附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) 日程第三 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

次に、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案は、公衆浴場が住民の健康の増進等に関し重要な役割を担つていることから、住民の福祉の向上のため、公衆浴場の位置付けを明確にしようとするものであります。

○議長(倉田寛之君) これより会議を開きます。

〔投票開始〕

○議長(倉田寛之君) これより会議を開きます。
日程第一 クリーニング業法の一部を改正する法律案

法律案

平成十六年四月九日 参議院会議録第十四号 クリーニング業法の一部を改正する法律案外一件 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案

官 報 (号 外)

○議長（倉田寛之君） 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（倉田寛之君）投票の結果を報告いたしま
す。

投票總數

贊成
百六十七

よつて、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（倉田寛之君） 次に、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案の採決を

ます。

○議長（倉田寛之君）間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長（倉田寛之君）投票の結果を報告いたします。

反对

た。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

百八十五

○

生のとおり。	議長	倉田 寛之君
	副議長	本岡 昭次君
		島袋 宗康君
		千葉 国男君
		山本 正和君
		小泉 顕雄君
		椎名 素夫君
		山本 保君
		阿南 一成君
		松 あきら君
		山崎 力君
		田浦 直君
		日笠 勝之君
		木庭健太郎君
		狩野 安君
		山崎 正昭君
		鶴岡 洋君
		田中 一良君
		白浜 直紀君
		藤井 弘成君
		基之君
		世耕 英利君
		千景君
		草川 啓雄君
		佐藤 泰三君
		森本 晃司君
		山口那津男君
		国井 正幸君
		大野つや子君
		魚住裕一郎君
		山本 一太君
		野上浩太郎君
		中島 荒井
		外添 要一君
入澤	椎名	藤井 基之君
	一保君	英利君
	肇君	要一君

上杉	杏掛	真鍋	矢野	魚住	野間	太田	武見	鈴木	佐藤	岩城	愛知	伊達	鶴保	青木	黒岩	岡田	西川	岡田	鷹	景山俊	谷川	金田	松山	脇
																			太郎君	秀善君	勝年君	政司君	雅史君	
光弘君																			一朗君	顯正君	三藏君	一水君	朗人君	

井上哲士君	西山登紀子君	大沢辰美君	小林美恵子君	谷築瀬進君	堀利和君	川橋幸子君	藤井俊男君	山根隆治君	森千秋君	高橋徹君	平野達男君	大塚耕平君	桜井新君	岩本司君
伊藤基隆君	池田幹幸君	小川勝也君	羽田雄一郎君	池田清君	平野貞夫君	長谷川	平野	森ゆうこ君	高橋千秋君	山根千秋君	藤井千秋君	大塚千秋君	桜井千秋君	岩本千秋君

官 報 (号 外)

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

一、住宅用火災警報器等の設置が、住宅火災における死者発生率低減に高い効果を上げていることから、火災保険の保険料割引制度の拡充、技術開発及び適正競争の実現による消費者の負担軽減、地域防災組織との連携等を通じて、その積極的な普及に努めること。

二、ごみ固化燃料等に起因する火災が多発している現状にからみ、火災発生の危険性が高い新物品が開発された場合には、その普及に先駆けて当該物品の危険性状を事前に十分に調査・把握するよう努め、必要な安全対策を講ずること。

三、石油コンビナート等特別防災区域の事業者に対する防災業務の改善措置命令の発動に当たっては、市町村長等が不適正な状態の実質的改善に向けて積極的に対応できるよう、運用基準の整備等に努めること。

四、石油コンビナート防災本部等の作成する防災計画及び事業者が定める防災規程について、その整備・明確化等を図るため、防災リスク評価の実施を推進すること。

五、大容量泡放射砲の導入等、事業者又はその共同の防災組織について、消防力の増強を円滑に図ることができるよう、適切な措置を行うこと。

右決議する。

住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定める。

第四十二条第一項に次の一号を加える。

八 第二十五条第三項(第三十条の二及び第三十六条において準用する場合を含む。)の規定による情報の提供を求められて、正当な理由がなく情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した者

(消防法の一部改正)
第一条 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第九条の三に次の一項を加える。

第九条の三第一項に改める。

第四十六条中「第九条の三」を「第九条の四」に改める。

〔石油コンビナート等災害防止法の一部改正〕

第二条 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十一年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

〔石油コンビナート等災害防止法の一部改正〕

第九条の三第一項に改める。

第九条の三を第九条の四とし、第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の二条を加える。

第九条の二 住宅の用途に供される防火対象物(その一部が住宅の用途以外の用途に供される防火対象物にあつては、住宅の用途以外の

用途に供される部分を除く。以下この条において「住宅」という。)の関係者は、次項の規定

による住宅用防災機器(住宅における火災の予防に資する機械器具又は設備であつて政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の設置及び維持に関する基準に従つて、

る能力の向上に資する研修の機会を与えるよう努めなければならない。

第十八条第一項中「第十六条第二項の規定による業務」を「防災業務」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 市町村長等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、特定事業者に対し、期間を定めて、前項の防災規程の変更を命ずることができる。

3 市町村長等は、前項の規定による命令に違反した特定事業者に対し、期間を定めて、当該命令に係る特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。

4 市町村長等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、特定事業者に係る特定事業所の施設の全部又は一部の使用の停止を命ずることができる。

5 市町村長等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、第一項の特定事業者に対し、期間を定めて、第二項の共同防災規程の変更を命ずることができるものとする。

〔広域共同防災組織〕

第十九条の二 二以上の特別防災区域にわたる区域であつて、地理的条件、交通事情、災害の発生のおそれ、特定事業所の集中度その他

の事情を勘案して政令で定めるものに所在する。

第十七条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の二条を加える。

5 特定事業者は、その選任した防災管理者(第一種事業者にあつては、副防災管理者を含む。)に対し、特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するため、防災業務に関する

事務所の長(第一種事業者にあつては、副防災管理者を含む。)に對し、特定事業所における災害の発生のおそれ、特定事業所の集中度その他

の事情を勘案して政令で定めるものに所在する。

る特定事業所に係る特定事業者の全部又は一部は、共同して、これらの特定事業所の自衛防災組織の業務のうち政令で定めるものを行わせるための広域的な共同防災組織（以下「広域共同防災組織」という。）を設置することができる。

2 主務大臣は、前項の区域を定める政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聽かなければならぬ。

3 第一項の特定事業者は、主務省令で定めるところにより、その協議により、広域共同防災組織が行うべき業務に関する事項並びに防災要員及び防災資機材等に関する事項について広域共同防災規程を定めなければならない。

4 第一項の特定事業者を代表する者は、広域共同防災組織を設置したときは、主務省令で定めるところにより、その防災要員の数、備え付けた防災資機材等の種類別の数量、前項の広域共同防災規程その他の事項を都道府県知事（当該広域共同防災組織に係る特定事業所が所在する区域が二以上の都道府県の区域にわたる場合にあつては、主務大臣。以下この条において「都道府県知事等」という。）に届け出なければならない。届け出られた事項に変更があつたときも、同様とする。

5 都道府県知事等は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該届出の内容を関係管区海上保安本部の事務所の長及び関係市町村長（広域共同防災組織に係る特定事業所が所在する区域が二以上の都道府県の区

域にわたる場合にあつては、関係都道府県知事を含む。第七項において同じ。）に通知しなければならない。

6 都道府県知事等は、災害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、第三項の広域共同防災規程の変更を命ずることができる。

7 都道府県知事等は、前項の規定により変更を命ずるとき及び次項において準用する第十一条第三項の規定により停止を命ずるときは、あらかじめ、関係市町村長に協議しなければならない。

8 第十六条第二項の規定は広域共同防災組織について、第十八条第三項の規定は第六項の規定による命令に違反した特定事業者について、前条第四項の規定は広域共同防災組織を設置している特定事業者について準用する。

この場合において、第十八条第三項中「市町村長等」とあるのは「都道府県知事等」と、「前項」とあるのは「第十九条の二第六項」と読み替えるものとする。

第二十条の次に次の二条を加える。

（定期報告）

第二十条の二 特定事業者は、一年を下らない主務省令で定める期間ごとに、主務省令で定めるところにより、防災業務の実施の状況について市町村長等に報告しなければならない。

第二十一条第一項第三号中「第十九条第四項」の下に「（第十九条の二第八項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 市町村長等は、前項の規定によるほか、特定事業者の防災業務の適正な運営を確保するために特に必要があると認めるときは、必要な限度において、当該特定事業者に対し、期間を定めて、防災業務の運営の改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 第十八条第三項の規定は、前二項の規定による命令に違反した特定事業者について準用する。この場合において、第十八条第三項中「前項」とあるのは、「第二十一条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

第二十四条第一項中「共同防災規程」の下に

「広域共同防災規程」を加え、「及び共同防災組織」を「共同防災組織及び広域共同防災組織」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（情報提供の要求）

第二十四条の二 災害の現場においては、市町村長・特別区の存する区域においては、都知事。次条において同じ。又はその委任を受けた市町村（特別区）の存する区域においては、都。次条において同じ。の吏員は、特定事業所においてその事業の実施を統括管理する者に対して、当該特定事業所の構造、救助を要する者の存否その他災害の発生若しくは拡大の防止又は人命の救助のため必要な事項について、情報の提供を求めることができる。

第二十五条第一項中「特別区の存する区域に

おいては、都知事。次条において同じ。」を削り、「第十六条第六項に規定する政令で定める管区海上保安本部を「関係管区海上保安本部」に、「又は共同防災組織」を「共同防災組織又

は広域共同防災組織」に改め、同条第二項中「特別区の存する区域においては、都」の吏員及び同項に規定する「の吏員及び」に、「管区海上保安本部」を「関係管区海上保安本部」に改める。

第二十七条第三項第六号中「除く。」の下に「との連絡を行い。」を加え、「連絡」を「連絡調整」に改める。

第二十八条第八項を第九項とし、第七項の次に次の二条を加える。

8 本部長は、特別防災区域において発生した災害の応急対策の実施について必要があると認めるときは、消防庁長官に対し、専門的知識を有する職員を防災本部に派遣するよう要請することができる。この場合において、消防庁長官は、適任と認める職員を派遣しなければならない。

第三十一条第二項第九号中「及び共同防災組織」を「共同防災組織及び広域共同防災組織」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二条を加える。

3 防災本部及びその協議会は、第一項の規定により防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、災害の発生のおそれ及び災害による影響について科学的知見に基づく調査、予測及び評価を行うとともに、これらの結果に関する、防災計画の的確かつ円滑な実施の推進に関する関係特定事業者の理解と協力を得るため、啓発活動及び広報活動を行うよう努めるものとする。

第四十六条第一項第一号中「第三十一条第三項」を「第三十二条第四項」に改め、同項中第三

官 報 (号外)

号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第十九条の二第二項の規定による意見の聴取、同条第四項の規定による届出の受理、同条第五項の規定による通知、同条第六項若しくは同条第八項において準用する第十八条第三項の規定による命令、第十九条の二第七項の規定による協議又は第三十

六条第二項の規定による指定に関する事項については、総務大臣

第四十六条第二項第一号中「第十七条第五項若しくは」を「第十七条第六項」に、「の規定による届出」を「若しくは第十九条の二第四項の規定による届出」に、「若しくは第十九条第二項の防災規程若しくは共同防災規程」を「の防災規程、第十九条第二項の共同防災規程」に、「又は」を「第十九条の二第三項の広域共同防災規程又は」に、「第四十一条第一項」を「第二十条の二若しくは第四十一条第一項」に改める。

第四十九条中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第三号中「第二十二条第二項」を「第十八条第三項(第十九条第六項)、第十九条の二第八項又は第二十一条第三項において準用する場合を含む。」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第二十四条の二の規定による情報の提供を求められて、正当な理由がなく情報の提供をせず、又は虚偽の情報を提供した者

第五十条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第三号中「第二十二条第一項」を「第十八条第二項、第十九条第五項、第十九条の二第六項又は第二十一条第一項若しくは第二項」に改め

第五十一条中「十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第十七条第五項」を「第十七条第六項」に改め、同条中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二十条の二又は第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

附 則 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行の際、現

に存する改正後の消防法第九条の二第一項に規定する住宅(以下この条において「住宅」といいう。)における同項に規定する住宅用防災機器(以下この条において「住宅用防災機器」という。)又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の住宅に係る住宅用防火機器が同条第二項の規定による住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準に適合しないときは、当該住宅用防災機器については、市町村(特別区の存する区域においては、都の条例で定める日までの間、同条第一項の規定は、適用しない。)

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定の施行前にした行為に

右

本法律施行のため、別に費用を要しない。

一 費用

道路交通法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成十六年二月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

号の改正規定(同法第十九条の二第六項に係る部分に限る。)公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中消防法第九条の三を同法第九条の四とし、同法第九条の二を同法第九条の三とし、同法第九条の次に一条を加える改正規定並びに次条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める

定、同法第四十四条及び第四十六条の改正規定並びに次条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める

平成十六年四月八日

審査報告書

道路交通法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

道路交通法の一部を改正する法律案

第一條 道路交通法(昭和三十五年法律五百五号)

那三ヤの二つ、二枚三丁。

一部名著の歴史と評議

九条の二第一項第一号を第一百十九条の三第一項第一号に、「第一百十九条の三第一項第一号」を「第一百十九条の四第一項第一号」に改める。

第四号を「第一百十九条の四第一項第四号」に、
「第一百十九条の二第一項第一号」を「第一百十九条
の三第一項第二号」に改める。

第一号」を「第一百十九条の三第一項第一号」に、「第一百十九条の三第一項第一号」を「第一百十九条の四第一項第一号」に改める。

第四十九条の二の本論中「第一百十九条の三第一項第一号」を「第一百十九条の四第一項第一号」に改める。

ため政令で定める必要な措置を講じ」及び後段を削り、同条第二十一項中「から第十九項まで」を「第十項及び第十一項から第二十二項まで」に改め、同項後段を次のように改める。

ため政令で定める必要な措置を講じ」及び後段を削り、同条第二十一項中「から第十九項まで」を「第十項及び第十一項から第二十二項まで」に改め、同項後段を次のように改める。

第五十一条第二十一項を同条第二十四項とし、同条第二十項中「第十一項」を「第十四項」とし、「第十二項」を「第十五項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十九項中「第十項後段」を「第十一項の規定による告知の日又は第十二項」に、「第十一項」を「第十四項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十八項中「又は」を「又は」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十七項を同条第二十項とし、同条第十六項を同条第十九項とし、同条第十五項中「所有者等」を「使用者等」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十四項中「第十項まで」を「第十三項まで」に、「所有者等」を「使用者等」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項中「第十一項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十二項を同条第十五項とし、同条第十一項中「前項後段」を「第十一項の規定による告知の日又は第十二項」に、「三月」を「一月」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項の次に次の三項を加える。

11 警察署長は、前項の場合において、当該車両の使用者の氏名及び住所を知ることができないとき、その他当該使用者に当該車両を返還することが困難であると認められるときは、当該車両の所有者に対し、同項に規定する旨を告知しなければならない。

12 警察署長は、前項の場合において、当該車両の所有者の氏名及び住所を知ることができないときは、政令で定めるところにより、当該車両の保管の場所その他の政令で定める事項を公示しなければならない。

により保管した車両の返還に關し必要な事項
は、政令で定める。

「第六項」を「第一百二十条第一項第九号」に改め

第七十二条の二第一項中「採る」を「しる」に改

め 同条第二項中「採つた」を「とつた」に改め
同条第三項中「から第一十項まで」を「及び第十
二項から第二十三項まで」に改め、同項後段を
次のように改める。

この場合において、同条第十項中「使用者」とあるのは「所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）」と、同条第十二項中「前項」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第十項」と、「知ることができない」とあるのは「知ることができず、かつ、当該損壊物等の所有者以外の者に当該損壊物等を返還する」とが困難であると認められる」と、同条第十三項中「前三項」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第十項及び前項」と、同条第十四項中「第十一項の規定による告知の又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第十項の規定による当該損壊物等の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数」と、同条第十七項及び第十八項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、同条第二十二項中「第十一項の規定による」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第十項の規定による当該損壊物等の所有者に対する」と読み替えるものとする。

第七十五条の付記中「第一百十九条の二第一項第三号」を「第一百十九条の三第一項第三号」に改めた。

第八十一条第十一項中「又は」を「、又は」に改

号、第一百十九条の三第一項第五号」を「第一百十九条の三第一項第三号、第一百十九条の四第一項第三条の三第一項第三号、第一百十九条の四第一項第五号」に改める。

第六十六条第一項及び第三項中「第六十六条の下に「第七十二条の四第三項から第六項まで」を加える。

第一百九条の三の付記中「第一百十九条の三第一項第五号」を「第一百十九条の四第一項第五号」に、「第一百十九条の三第一項第六号」を「第一百十九条の四第一項第六号」に改める。

第百十九条の二を第百一十九条の三とし
の次に次の二条を加える。
第百十九条の二 第六十七条(危険防止の措置)
第二項の規定による警察官の検査を拒み、又
は妨げた者は、三十万円以下の罰金に処す
る。

第一百二十条第一項第九号中「第五号まで」の下に「第五号の三」を、「第六号」の下に「第七十二条の二(自動車等の運転者の遵守事項)」を加え、同項第十一号を次のように改める。

十一 第七十二条(運転者の遵守事項)第五号

の五の規定に違反して無線通話装置を通話
のうち二使用し、又は自動車若しくは原動

のためには使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた画像表示用装置

を手で保持してこれに表示された画像を注

視した者(第一百十九条第一項第九号の三に
該する者)。

説小治政の發展

(五百二十二条第一項第六号中「第五十五条
（乗車又は積載の方法）第三項又は第七十一条の
十五條（乗車又は積載の方法）第三項」に改め
る。

五百二十三条第一項中「次の各号に」を「次に」
に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条
第三項中「行なわれた」を「行われた」に、「すみ
やかに」を「速やかに」に改め、同条第四項中「第
百十九条の二又は第一百十九条の三」を「第一百十九
条の三又は第一百十九条の四」に改める。

五百二十九条第一項中「以内」の下に「政
令で定めるところにより」を加え、「政令で定め
るところにより」を削り、同条第二項中「公示し
て行なう」を「公示して行う」に改め、同条第
四项中「すみやかに」を「速やかに」に改める。
附則第十六条第二項中「附則第二十一条」を
「附則第十九条」に改める。

附則第十九条及び第二十条を削る。
附則第二十二条を附則第十九条とする。
附則第二十二条第一項中「第二十条まで」を
「第十八条まで」に改め、同条を附則第二十条と
する。

附則第二十三条第二号を削り、同条を附則第
二十二条とする。

別表中「第一百十九条の二」を「第一百十九条の三」
に、「第一百十九条の三第一項第一号」を「第一百
九十九条の四第一項第一号」に改め、「第五号ま
る。

「から第十一号まで」に改める。

第二条 道路交通法の一部を次のように改正する。

第六十七条第一項及び第三項中「第六号」の下に「第七十一条の二」を加え、「第十号の二」を「から第十一号まで」に改める。

第七十一条の四第三項を次のように改める。

第六十七条第一項及び第三項中「第六十六条」の下に「第七十一条の四第三項から第六項まで」を加える。

第七十一条の四第三項を次のように改める。

第八十四条第三項の大型自動二輪車免許を受けた者で、二十歳に満たないもの又は当該大型自動二輪車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年に達しないもの（同項の普通自動二輪車免許を現に受けており、かつ、当該普通自動二輪車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年以上である者その他の者で政令で定めるものを除く。）は、高速自動車国道及び自動車専用道路においては、運転者以外の者を乗車させて大型自動二輪車（側車付きのものを除く。以下この条において同じ。）又は普通自動二輪車（側車付きのものを除く。以下この条において同じ。）を運転してはならない。

第七十一条の四中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。

第八十四条第三項の普通自動二輪車免許を受けた者（同項の大型自動二輪車免許を現に受けている者を除く。）で、二十歳に満たないもの又は当該普通自動二輪車免許を受けてい

(放置違反金)

第五十一条の四 警察署長は、警察官等に、違

法駐車と認められる場合における車両(軽車

両にあつては、牽引されるための構造及び装

置を有し、かつ、車両総重量(道路運送車両

法第四十条第三号の車両総重量をいう。)が七

百五十キログラムを超えるもの(以下「重被牽

引車」という。)に限る。以トこの条において

同じく)であつて、その運転者がこれを離れて

直ちに運転することができない状態にあるも

の(以下「放置車両」という。)の確認をさせ、

内閣府令で定めるところにより、当該確認を

した旨及び当該車両に係る違法駐車行為をし

た者について第四項ただし書に規定する場合

に該当しないときは同項本文の規定により当

該車両の使用者が放置違反金の納付を命ぜら

れることがある旨を告知する標章を当該車両

の見やすい箇所に取り付けさせることができ

る。

2 何人も、前項の規定により車両に取り付け

られた標章を破損し、若しくは汚損し、又は

これを取り除いてはならない。ただし、当該

車両の使用者、運転者その他当該車両の管理

について責任がある者が取り除く場合は、こ

の限りでない。

3 警察署長は、第一項の規定により車両に標

章を取り付けさせたときは、当該車両の駐車

に関する状況を公安委員会に報告しなければ

ならない。

4 前項の規定による報告を受けた公安委員会

は、当該報告に係る車両を放置車両と認める

ときは、当該車両の使用者に対し、放置違反

金の納付を命ずることができる。ただし、第一

項の規定により当該車両に標章が取り付け

られた日の翌日から起算して三十日以内に、

当該車両に係る違法駐車行為をした者が当該

違法駐車行為について第二百二十八条第一項の

規定による反則金の納付をした場合又は当該

違法駐車行為に係る事件について公訴を提起

され、若しくは家庭裁判所の審判に付された

場合は、この限りでない。

5 前項本文の規定による命令(以下「納付命

令」という。)は、放置違反金の額並びに納付

の期限及び場所を記載した文書により行うも

のとする。

6 公安委員会は、納付命令をしようとすると

ときは、当該車両の使用者に対し、あらかじ

め、次に掲げる事項を書面で通知し、相当の

期間を指定して、当該事案について弁明を記

載した書面(以下この項及び第九項において

「弁明書」という。)及び有利な証拠を提出する

機会を与えなければならない。

一 当該納付命令の原因となる事実

二 弁明書の提出先及び提出期限

7 公安委員会は、納付命令を受けるべき者の

所在が判明しないときは、前項の規定による

通知を、その者の氏名及び同項第二号に掲げ

る事項並びに公安委員会が同項各号に掲げる

事項を記載した書面をいつでもその者に交付

する旨を当該公安委員会の掲示板に掲示する

ことによつて行うことができる。この場合に

おいては、掲示を始めた日から二週間を経過

したときに、当該通知がその者に到達したもの

のみなす。

8 放置違反金の額は、別表第一に定める金額

の範囲内において、政令で定める。

9 第六項の規定による通知を受けた者は、弁

明書の提出期限までに、政令で定めるところ

により、放置違反金に相当する金額を仮に納

付することができる。

10 納付命令は、前項の規定による仮納付をし

た者については、政令で定めるところによ

り、公示して行うことができる。

11 第九項の規定による仮納付をした者につい

て同項の通知に係る納付命令があつたとき

は、当該放置違反金に相当する金額の仮納付

は、当該納付命令による放置違反金の納付と

みなす。

12 公安委員会は、第九項の規定による仮納付

をした者について同項の通知に係る納付命令

をしないこととしたときは、速やかに、その

者に対し、理由を明示してその旨を書面で通

知し、当該仮納付に係る金額を返還しなけれ

ばならない。

13 公安委員会は、納付命令を受けた者が納付

の期限を経過しても放置違反金を納付しない

ときは、督促状によつて納付すべき期限を指

定して督促しなければならない。この場合に

おいて、公安委員会は、放置違反金につき年

十四・五パーセントの割合により計算した額

の範囲内の延滞金及び督促に要した手数料を

徴収することができる。

14 前項の規定による督促を受けた者がその指

定期限までに放置違反金並びに同項後段の延

滞金及び手数料(以下この条及び第五十一条

の七において「放置違反金等」という。)を納付

しないときは、公安委員会は、地方税の滞納

処分の例により、放置違反金等を徴収するこ

とができる。この場合における放置違反金等

の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐ

ものとする。

15 納付され、又は徴収された放置違反金等

は、当該公安委員会が置かれている都道府県

の収入とする。

16 公安委員会は、納付命令をした場合におい

て、当該納付命令の原因となつた車両に係る

違法駐車行為をした者が当該違法駐車行為に

ついて第二百二十八条第一項の規定による反則

金の納付をしたとき、又は当該違法駐車行為

に係る事件について公訴を提起され、若しく

は家庭裁判所の審判に付されたときは、当該

納付命令を取り消さなければならない。

17 公安委員会は、前項の規定により納付命令

を取り消したときは、速やかに、理由を明示

してその旨を当該納付命令を受けた者に通知

しなければならない。この場合において、既

に当該納付命令に係る放置違反金等が納付さ

れ、又は徴収されているときは、公安委員会

は、当該放置違反金等に相当する金額を還付

しなければならない。

18 放置違反金等の徴収又は還付に関する書類

の送達及び公示送達については、地方税の例

による。

(罰則 第二項については第二百二十二条第

一項第九号)

第三章第九節の一中第五十一条の四の次に次

の十一條を加える。

官報(号外)

ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

(適合命令)

第五十一条の九 公安委員会は、登録を受けた法人が前条第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その法人に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し)

第五十一条の十 公安委員会は、登録を受けた法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

一 第五十一条の八第三項第二号に該当するに至つたとき。

二 前条の規定による命令に違反したとき。

三 次条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

四 第五十一条の十二第二項から第四項まで

の規定に違反したとき。

五 偽りその他不正の手段により登録を受けたとき。

(報告及び検査)

第五十一条の十一 公安委員会は、第五十一条の八から前条までの規定の施行に必要な限度において、登録を受けた法人に対し、その業務又は経理の状況に關し報告をさせ、又は警察職員に、登録を受けた法人の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする警察職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(放置車両確認機関)

第五十一条の十二 警察署長は、第五十一条の八第一項の規定により確認事務を委託したときは、その受託者(以下「放置車両確認機関」という。)の名称及び主たる事務所の所在地その他政令で定める事項を公示しなければならない。

2 放置車両確認機関は、公正に、かつ、第五十一条の八第四項第一号及び第二号に掲げる要件に適合する方法により確認事務を行なわなければならない。

3 放置車両確認機関は、次条第一項の駐車監視員資格者証の交付を受けている者のうちから選任した駐車監視員以外の者に放置車両の確認等を行なわせてはならない。

4 放置車両確認機関は、駐車監視員に制服を着用させ、又はその他の方法によりその者が確認等を行なわせてはならない。

5 駐車監視員は、放置車両の確認等を行うときは、次条第一項の駐車監視員資格者証を携帯し、警察官等から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

車監視員を含む。次項において同じ。又はこれららの職にあつた者は、確認事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

7 確認事務に従事する放置車両確認機関の役員又は職員は、刑法その他の罰則の適用に関しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

8 第五十一条の八第一項の規定により確認事務を委託した場合における第五十一条の第四項の規定の適用については、同項中「警察官等」とあるのは、「警察官等又は第五十一条の十二第二項の放置車両確認機関」とする。

(罰則) 第六項については第百十七条の四第一号

(駐車監視員資格者証)

第五十一条の十三 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、駐車監視員資格者証を交付する。

イ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めた次のいずれかに該当する者

イイ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習を受け、その課程を修了した者

ロ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習を受け、その課程を修了した者

リ 放置違反金関係事務の委託

第五十一条の十五 公安委員会は、第五十一条の四に規定する放置違反金に関する事務(確認事務、納付命令、督促及び滞納処分を除く。)の全部又は一部を会社その他の法人に委託することができる。

2 前項の規定により公安委員会から事務の委託を受けた法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(罰則) 第二項については第百十七条の四第一号

イ 十八歳未満の者

ロ 第五十一条の八第三項第二号イからハまでのいずれかに該当する者

ハ 次項第二号又は第三号に該当して同項の規定により駐車監視員資格者証の返納

を命ぜられ、その返納の日から起算して二年を経過しない者

2 公安委員会は、駐車監視員資格者証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたとき。

一 第五十一条の八第三項第二号イからハまでのいずれかに該当するに至つたとき。

二 偽りその他不正の手段により駐車監視員資格者証の返納を命ずることができる。

三 前条第五項の規定に違反し、又は放置車両の確認等に関し不正な行為をし、その情状が駐車監視員として不適当であると認められるとき。

四 前項の規定により駐車監視員資格者証の返納を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたとき。

一 第五十一条の八第三項第二号イからハまでのいずれかに該当するに至つたとき。

二 偽りその他不正の手段により駐車監視員資格者証の返納を受けたとき。

第六十五条の付記中「第一百十七条の四第一号」

を「第一百十七条の四第三号」に改める。

第六十六条の付記中「第一百十七条の四第二号」

を「第一百十七条の四第四号」に改める。

第七十一条の四の付記中「第一百十九条の四第一項第五号」を「第一百十九条の四第一項第六号」

に改める。

第七十二条の二第三項中「第五十一条第十項及び第十二項から第二十三項まで」を「第五十一

条第七項及び第九項から第二十項まで」に、「同

条第十項」を「同条第七項」に、「同条第十一項」

を「同条第九項」に、「第十項」を「第七項」に、

「同条第十三項」を「同条第十項」に、「第十項及

び前項」を「第七項及び前項」に、「同条第十四項

中「第十一項」を「同条第十一項中「第八項」に、

「又は第七十二条の二第三項において読み替え

て準用する第十項」を「又は第七十二条の二第三

項において読み替えて準用する第七項」に、「同

条第十七項及び第十八項」を「同条第十四項中

「運転者等又は使用者若しくは所有者(以下第五

十一条の三までにおいて「使用者等」という。)」

あるのは「所有者等」と、同条第十五項に、

「同条第二十二項中「第十一項」を「同条第十九項

中「第八項」に、「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第十項の」を「第七十二

条の二第三項において読み替えて準用する第七

項の」に改める。

第七十四条の見出しを削り、同条の前に見出

しとして「(車両等の使用者の義務)」を付し、同

条第二項中「速度」の下に「駐車」を加え、同条

第三項を削り、同条第四項中「次条第一項」を「第七十四条の三第一項」に改め、同項を同条第

三項とする。

第七十四条の二を第七十四条の三とし、第七

十四条の次に次の一条を加える。

第七十四条の二 車両の使用者は、当該車両を

適正に駐車する場所を確保することその他駐

車に関する車両の適正な使用のために必要な措置を講じなければならない。

第七十五条第一項中「牽引されたための構造

及び装置を有する車両で車両総重量(道路運送

車両法第四十条第三号の車両総重量をいう。)が

七百五十キログラムを超えるもの(以下「重被牽引車」という。)」を「重被牽引車」に、「次条」を

「次条第一項」に改め、同項第七号を次のように

に改める。

七 自動車を離れて直ちに運転することがで

きない状態にする行為(当該行為により自

動車が第四十四条、第四十五条第一項若し

くは第二項、第四十七条第二項若しくは第

三項、第四十八条、第四十九条の二第三項

若しくは第七十五条の八第一項の規定に違

反して駐車することとなる場合のもの又は

自動車がこれらの規定に違反して駐車して

いる場合におけるものに限る。)

第七十五条の付記中「第一百一十七条の四第四号」

を「第一百一十七条の四第五号」に、「第一百

五号」を「第一百一十七条の四第六号」に、「第一百

七号」を「第一百一十七条の四第七号」に改める。

第七十五条の二の付記中「第一項については」

を「第一項及び第二項については」に、「第二項

に改める。

第七十五条の二第一項中「中欄」を「下欄」に、

「同表の下欄に定める」を「著しく交通の危険を生じさせる」に改め、同項の表を次のように改める。

自動車の使用者に対する指示

第二十二条の二第一項の規定による指示

第五十八条の四の規定による指示

第六十六条の二第一項の規定による指示

違	反	行	為
過積載をして自動車を運転する行為			

に」を「第三項に」に改め、同条第三項を次のよう

に改める。

3 高速自動車国道等において第一項の規定に

違反して駐車していると認められる自動車で

あつて、その運転者がこれを離れて直ちに運

転することができない状態にあるものは、第

五十二条の四第一項に規定する放置車両とみ

にして、同条の規定を適用する。

第七十五条の八の付記中「第一百二十二条第

一項第九号」を削る。

第七十五条の二第四項第二号ハ及び二中「第

一百一十七条の四第七号」を「第一百一十七条の四第八号」に改める。

第一百三条の二第一項第二号中「第一百一十七条の

四第一号」を「第一百一十七条の四第二号」に改め、

同項第三号中「第一百一十七条の四第二号若しくは

第三号」を「第一百一十七条の四第三号若しくは第四

号」に改める。

第一百七条の二中「第一百一十七条の四第一号」を

「第一百一十七条の四第二号」に改める。

第一百九条の三の付記中「第一百一十九条の四第一

号第六号」を「第一百一十九条の四第一項第七号」

に、「第一百一十九条の四第一項第七号」を「第一百

十号の四第一項第八号」に改める。

官 報 (号外)

第一百十七条の四中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げる、同条に第一号として次の「一」を加える。

一 第五十五条の十二(放置車両確認機関)第

六項又は第五十五条の十五(放置違反金関係事務の委託)第二項の規定に違反した者

第一百七条の五第二号中「第五十五条の二第

十項を「第五十五条の二(違法駐車に対する措

置)第十項」に改める。

第一百九条第一項第十二号中「第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

第一百十九条の四第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の「一」を加える。

五 第五十一条の五(報告徴収等)第一項の規

定による報告をせず、若しくは資料の提出

をせず、又は虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者

第一百二十条第一項第十一号の三中「第七十四条の二」を「第七十四条の三」に改める。

第一百二十二条第一項第九号中「第五十五条(違法駐車に対する措置)第五项(第七十五条の八

(停車及び駐車の禁止)第一項において準用する場合を含む。)、第五十五条の二(第十項)を「第五十五条の二(違法駐車に対する措置)第十項、第五十五条の四(放置違反金)第二項」に、「(自動車の使用者の義務等)第二項」を「(自動車の使用者の義務等)第三項」に改め、同項第九号の二中「第七十四条の二」を「第七十四条の三」に改め

る。

第一百二十三条中「第一百七条の四第四号から第六号まで」を「第一百七条の四第五号から第七号まで」に、「第一百九条の四第一項第六号若しくは第七号」を「第一百九条の四第一項第五号、第七号若しくは第八号」に改める。

第一百二十五条第一項「別表」を「別表第二」に改め、同条第二項第二号中「第一百七条の四第二号」を「第一百七条の四第三号」に改め、同条第三項中「別表」を「別表第二」に、「金額をこえない」を「金額の」に改め、同条第二項中「行なう」を「行つ」に改める。

第一百三十二条の二(第一項中「別表」を「別表第二」に、「金額をこえない」を「金額の」に改め、同条第二項中「行なう」を「行つ」に改める。

第一百三十三条の二(第一項中「別表」を「別表第二」に、「金額をこえない」を「金額の」に改め、同条第二項中「行なう」を「行つ」に改める。

別表第一(第五十五条の四関係)

放置車両の種類	放置車両の限度額
大型自動車、大型特殊自動車 及び重被牽引車	三万五千円
普通自動車、大型自動二輪車 及び普通自動二輪車以下「普通自動車等」という。)	二万五千円
小型特殊自動車及び原動機付自転車(以下「小型特殊自動車等」という。)	一万五千円
大型自動車、大型特殊自動車 及び重被牽引車	二万五千円
普通自動車等	二万円
小型特殊自動車等	一万二千円

備考

放置違反金の限度額は、この表の上欄に掲げる放置車両の種類に応じ、この表の下欄に掲げる金額とする。

第四条 道路交通法の一部を次のように改正する。

第三条中「大型自動車」の下に「中型自動車」を加える。

第七十一条の五第二項及び第三項中「大型自

動車免許」の下に「中型自動車免許」を加える。

第七十五条第一項第五号中「若しくは第六項」を削り、「大型自動車」の下に「若しくは中型自動車を運転し、同条第六項の規定に違反して中

を「大型自動車等及び重被牽引車^{ガバ}」

二万五千円

に改め、同表を別表第二とし、附則の次に次の「一」を加える。

型自動車」を加える。

第七十五条の八の二第一項中「大型自動車」の下に「中型自動車」を加える。

第八十四条第三項中「大型免許」という。)の下に、「中型自動車免許(以下「中型免許」といふ。)」を加え、「八種類」を「九種類」に改め、同条第四項中「大型第一種免許」という。)の下に、「大型第二種免許」を加える。

第六十一条第一項の表大型自動車の項の次に条第四項中「大型第一種免許」という。)の下に、「中型第一種免許」を加える。

中型自動車

中型免許

第八十五条第二項の表大型免許の項中「普通自動車」を「中型自動車、普通自動車」に改め、同項の次に次のように加える。

中型免許

普通自動車、小型特殊自動車及び原動機付自転車

次のように改める。

第六十一条第四項中「大型免許」の下に「中型免許」を、「大型第二種免許」の下に「中型第二種免許」を加え、同条第五項中「又は大型免許」の下に「中型免許」を加え、「を受けた者で、当該いすれかの免許」を「のいすれか」に改め、「大型自動車」の下に「又は中型自動車」を加え、同条第六項を

6 中型免許を受けた者(大型免許を現に受けている者を除く。)で、二十一歳に満たないもの又は大型免許、中型免許、普通免許若しくは大型特殊免許のいすれかを受けていた期間(当該免許の効力が停止されていた期間を除く。)が通算して三年に達しないものは、第二項の規定にかかる政令で定める中型自動車を運転することはできない。

第八十五条第七項及び第十一項中「大型免許」の下に「中型免許」を加える。

第八十六条第一項の表大型自動車の項の次に次のように改める。

中型自動車

中型第二種免許

第八十六条第二項中「旅客自動車である」を「旅客自動車である中型自動車又は普通自動車を、中型第二種免許を受けた者にあつては旅客自動車である」に改め、同条第四項中「大型免許」の下に「中型免許」を、「大型第二種免

許」の下に「中型第二種免許」を加え、同条第六項の下に「中型第二種免許」を加える。

第八十七条第一項中「大型自動車又は」を「大型自動車、中型自動車又は」に改め、「大型仮免許」の下に「中型免許」を、「大型第二種免許」を加える。

第八十八条第一項第一号中「二十歳」を「二十一歳」に改め、「十九歳」にの下に「中型免許にあつては二十歳(政令で定める者にあつては、十九歳)」にを加え、同条第二項中「二十歳」を「二十一歳」に改め、「十九歳」にの下に「中型仮免許にあつては二十歳(政令で定める者にあつては、十九歳)」にを加える。

第九十条の二の見出し中「普通免許等」を「大型免許等」に改め、同条第一項第一号中「普通免

許」を「大型免許、中型免許又は普通免許」に、「第七号」を「第八号」に改め、同項第二号中「大型二輪免許」の下に「又は普通二輪免許」を加え、「第七号」を「第八号」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第一百八条の二第一項第八号」を「第一百八条の二第一項第六号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「大型第二種免許」の下に「中型第二種免許」を加え、「第八号」を「第八号」に改め、同号を同項第四号とする。

第九十六条の二中「普通免許、大型第二種免許」を「大型免許、中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許」に改め、「仮免許」の下に「大型免許又は」を加え、「大型仮免許」を「大型免許、中型免許又は中型第二種免許」に改め、「大型仮免許」の下に「大型免許又は」を加え、「大型免許、中型免許又は中型第二種免許」の運転免許試験を受けようとする者にあつては大型仮免許又は中型仮免許に改める。

第九十七条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「普通免許、大型第二種免許」を「大型免許、中型免許、普通免許、大型第二種免許」に改める。

第九十七条第一項第一号中「大型免許」の下に「中型免許」を加え、同項第四号中「大型

免許」の下に「中型自動車であるときは中型仮免許」を「大型免許」の下に「中型自動車又は普通自動車を、中型仮免許」を「大型免許」の下に「中型自動車」の下に「中型自動車」を加え、同条第二項中「大型自動車」の下に「中型自動車又は普通自動車を、中型仮免許」を「大型免許」の下に「中型自動車」を加え、「大型第二種免許」を「中型第二種免許」に改め、同条第五項中「大型仮免許」の下に「中型自動車」を加え、「大型第二種免許」を「中型第二種免許」に改める。

第八十五条第一項の表大型自動車の項の次に次のように加える。

第八十八条第一項第一号中「二十歳」を「二十一歳」に改め、「十九歳」にの下に「中型免許にあつては二十歳(政令で定める者にあつては、十九歳)」にを加え、同条第二項中「二十歳」は、十九歳に」を加え、同条第二項中「二十歳」を「二十一歳」に改め、「十九歳」にの下に「中型仮免許にあつては二十歳(政令で定める者にあつては、十九歳)」にを加える。

第九十条の二の見出し中「普通免許等」を「大型免許等」に改め、同条第一項第一号中「普通免

許」を「大型免許、中型免許又は普通免許」に、「第七号」を「第八号」に改め、同項第二号中「大型二輪免許」の下に「又は普通二輪免許」を加え、「第七号」を「第八号」に改め、同項第三号を削り、同項第四号中「第一百八条の二第一項第八号」を「第一百八条の二第一項第六号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号中「大型第二種免

許」の下に「大型免許又は」を加え、「大型仮免許」を「大型免許、中型免許又は中型第二種免許」に改め、「大型仮免許」の下に「大型免許又は」を加え、「大型免許、中型免許又は中型第二種免許」の運転免許試験を受けようとする者にあつては大型仮免許又は中型仮免許に改める。

第九十七条第一項中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「普通免許、大型第二種免

許」を「大型免許、中型免許、普通免許、大型第二種免許」に改める。

第九十七条第一項第一号中「大型免許」の下に「中型免許」を加え、同項第四号中「大型

免許」の下に「中型免許」を加え、「大型免許、中型免許、普通免許、大型第二種免許」に改め、「大型免許、中型免許又は中型第二種免許」の運転免許試験を受けようとする者にあつては大型仮免許又は中型仮免許に改める。

第九十七条第一項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「普通免許、大型第二種免

許」を「大型免許、中型免許、普通免許、大型第二種免許」に改める。

第九十七条第一項第一号中「大型免許」の下に「中型免許」を加え、同項第四号中「大型

官 報 (号 外)

許」の下に「中型仮免許」を加える。

「大型免許、中型免許又は普通免許」に、「普通自動車」を「その受けようとする免許に係る自動車」に改め、同項第五号中「大型二輪免許」の下に「又は普通二輪免許」を加え、「大型自動二輪車」を「その受けようとする免許に係る自動車」に改め、同項第六号及び第七号を削り、同項第八号を同項第六号とし、同項第八号の二中「大型第二種免許」の下に「中型第二種免許」を加え、「受けようとしている」を「受けようとする」に改め、同号を同項第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

分に従い、当該各号に定める日から施行する。

第一、第一条中附則第十六条第二項の改正規定、附則第十九条及び第二十条を削る改正規定、附則第二十一条を附則第十九条とする改正規定

(交通 安全 対策 特別交付金 に関する 経過措置)
第三条 平成十五年度以前に交付された交通安全
対策特別交付金については、なお従前の例によ
る。

(放置車両に関する経過措置)

第三条 平成十五年度以前に交付された交通安全対策特別交付金については、なお従前の例による。

2 なお従前の例による。
第三条の規定の施行前に、同条の規定による
改正前の道路交通法第五十一条の四(同法第七
十五条の八第三項において準用する場合を含
む。)の規定によりされた指示に係る車両につき
同法第七十五条第一項第七号に掲げる行為が行
われた場合は、第三条の規定による改
正後の道路交通法第七十五条の二第一項の規定
にかかわらず、なお従前の例による。

(免許等に関する経過措置)

下「旧法大型第二種免許」という。同項の普通自動車第二種免許(以下「旧法普通第二種免許」という。)、同条第五項の大型自動車仮免許(以下「旧法大型仮免許」という。)及び同項の普通自

動車仮免許（以下「旧法普通仮免許」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める第四条の規定による改正後の道

から起算して三年を超えない範囲内において
政令で定める日

から起算して三年を超えない範囲内において
政令で定める日

政治小辭典

第二条 第三条の規定による改正後の道路交通法

2 定により保管されたものとみなす。

第二十一項並びに同法第五十一条の三第十項、第七十二条の二第三項及び第七十五条の八第二項において準用する場合を含む。)の規定による公示がされている場合における保管車両等については、なお従前の例による。

公示がされてゐる場合における保管車両等につ

いへは、なお従前の例による。

官 報 (号 外)

中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）、同項の普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）、同条第五項の大型自動車仮免許（以下「大型仮免許」という。）及び同項の普通自動車仮免許（以下「普通仮免許」という。）とみなす。

て当該限定に相当する限定がされている普通
第二種免許

普通免許 新法第九十一条の規定により、運転することができる普通自動車が昭和四十年改正法による改正前の道路交通法の規定による軽自動車に限定されている普通免許

第一項及び第八十五条第七項の規定の適用については、普通免許を受けた者とみなす。

二 旧法大型免許 大型免許
一 旧法普通免許で、次号及び第九号から第十
一 号までに掲げるもの以外のもの 新法第九

十一條の規定により、運転することができる
新法第三条の中型自動車(以下「中型自動車」
という。)が旧法第三条の普通自動車(以下「旧
法普通自動車」という。)に相当するものに限
定されている中型免許

より、運転することができる旧法普通自動車が新法第三条の普通自動車（以下「普通自動

車」という。)に相当するものに限定されているもの、新法第九十一条の規定により、運転

することができる普通自動車について当該限
定に相当する限定がされている普通免許

四 五 旧法大型第二種免許 大型第二種免許
旧法普通第一種免許で、次号及び第十二号

に掲げるもの以外のもの 新法第九十一条の規定により、運転することができる中型自動

車が旧法普通自動車に相当するものに限定されてい
る中型第一種免許

六 旧法普通第二種免許で、旧法第九十一条の規定により、運転することができる旧法普通自動車が普通自動車に相当するものに限定されているもの。新法第九十一条の規定により、運転することができる普通自動車につい

七 旧法大型仮免許 大型仮免許
八 旧法普通仮免許 普通仮免許

九 旧法附則第三条第二項の規定により同項に規定する者(同条第三項に規定する審査に合格しなかつた者に限る。)が受けたものとみなされる旧法普通免許又は旧法附則第五条第一項前段の規定により同項前段に規定する者(同条第二項に規定する審査に合格しなかつた者に限る。)が受けた旧法普通免許 新法第九十一条の規定により、運転することができる普通自動車が旧法附則第二条の規定による廃止前の道路交通取締法施行令(昭和二十八年政令第二百六十一号)の規定による小型自動四輪車に相当するものに限定されている普通免許

十 道路交通法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第九十六号。以下この条及び附則第十五条において「昭和四十年改正法」という。)附則第二条第三項の規定により、運転することができる普通自動車が昭和四十年改正法による改正前の道路交通法の規定による自動三輪車に限られている旧法普通免許 新法第九十一条の規定により、運転することができる普通自動車が昭和四十年改正法による改正前の道路交通法の規定による自動二輪車及び軽自動車に限定されている普通免許

十一 昭和四十年改正法附則第五条第三項の規定により、運転することができる普通自動車が昭和四十年改正法による改正前の道路交通法の規定による軽自動車に限られている旧法

普通免許 新法第九十一条の規定により、運転することができる普通自動車が昭和四十年改正法による改正前の道路交通法の規定による軽自動車に限定されている普通免許
十二 昭和四十年改正法附則第二条第三項の規定により、運転することができる普通自動車が昭和四十年改正法による改正前の道路交通法の規定による自動三輪車に限られている旧法普通第二種免許 新法第九十一条の規定により、運転することができる普通自動車が昭和四十年改正法による改正前の道路交通法の規定による自動三輪車及び軽自動車に限定されている普通第二種免許
第七条 第四条の規定の施行の際現にされている次の各号に掲げる運転免許の申請は、当該各号に定める運転免許の申請とみなす。
（一）運転免許の申請

第一項及び第八十五条第七項の規定の適用については、普通免許を受けた者とみなす。
第十一条 第四条の規定の施行の際に旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許、旧法普通第二種免許、旧法大型仮免許又は旧法普通仮免許に係る運転免許試験に合格して旧法の規定による運転免許を受けていない者は、附則第六条第一号から第八号までに掲げる区分に応じ、当該各号に定める運転免許に係る運転免許試験に合格した者とみなす。

第十二条 附則第六条の規定により大型免許となる者の旧法大型免許を受けている者及び前条の規定により大型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者に対する新法第八十八条第一項第一号及び第九十六条第二項の規定の適用については、新法第八十八条第一項第一号中「二十一歳」とあるのは「二十歳」と、新法第九十六条第二項中「三年」とあるのは「二年」とす

第七条 第四条の規定の施行の際現にされている次の各号に掲げる運転免許の申請は、当該各号に定める運転免許の申請とみなす。

六	五	四
日法普通反免許	旧法大型仮免許	日本普通車第1種免許
普通反免許	大型仮免許	日本普通車第2種免許

第八条 前二条に規定するもののほか、旧法の規定による旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大

型第二種免許、旧法普通第二種免許、旧法大型
坂免許又は旧法普通坂免許についてした処分、

手続その他の行為は、新法の相当する規定によりした処分、手續その他の行為とみなす。

第九条 第四条の規定の施行の際現に附則第六条の規定により中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者及び次条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされ
て中型免許を受けた者は、新法第七十一条の五

第一項及び第八十五条第七項の規定の適用については、普通免許を受けた者とみなす。
第十四条 第四条の規定の施行の際に旧法大型免許、旧法普通免許、旧法大型第二種免許、旧法普通第二種免許、旧法大型仮免許又は旧法普通仮免許に係る運転免許試験に合格して旧法大型免許による運転免許を受けていない者は、附則第六条第一号から第八号までに掲げる区分に応じ、当該各号に定める運転免許に係る運転免許試験に合格した者とみなす。

第十五条 附則第六条の規定により大型免許とみなされる旧法大型免許を受けている者及び前条の規定により大型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者に対する新法第八十八条第一項第一号及び第九十六条第二項の規定の適用については、新法第八十八条第一項第一号中「二十一歳」とあるのは「二十歳」と、新法第九十六条第二項中「三年」とあるのは「二年」とする。

2 附則第六条の規定により中型免許とみなされる旧法普通免許を受けている者及び前条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者に対する新法第八十八条第一項第一号の規定の適用については、同号中「中型免許にあつては二十歳(政令で定める者については、十九歳)」とあるのは、「中型免許」とする。

3 前項に規定する者については、新法第九十六条第三項の規定は、適用しない。

4 附則第六条の規定により大型仮免許とみなされる旧法大型仮免許を受けている者及び前条の規定により大型仮免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされる者に対する新法第八十八条

官 報 (号 外)

第七十五条第一項第七号	自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為(当該行為により自動車が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十六条、第四十七条第一項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の二第三項若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。)	第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十六条、第四十七条の二第二項から第四十九条の二まで若しくは第五項後段又は第七十五条の八第一項の規定の違反となるような行為
-------------	--	--

該違反行為が代行運転自動車又は随伴用自動車
速度違反行為、駐停車違反行為又は過労運転で
りでない。

該違反行為が代行運転自動車又は随伴用自動
高速度違反行為又は過労運転である場合は、

		第七十五条の 二第二項
当該使用者	（随伴用自動車を除く。）の使用者である自 動車運転代行業者	当該使用者
当該車両の使用の本拠の位置	当該自動車運転代行業者	主たる営業所の所在地

に改め、同項の次に次のように加える。

	中項
放置行為	できる。
駐停車違反行為	できる。ただし、この限 る場合は、この限 る場合に該当する。

できる。	できる。ただし、当車の運転者が行う最もこの限りでない。	放 置 行 為	できる。ただし、当の運転者が行う最高ある場合は、この限
------	-----------------------------	---------	-----------------------------

十七条の四第四号」を「第一百十七条の四第五号」に改め、同表第一百十七条の四第五号の項中「第一百十七条の四第五号」を「第一百十七条の四第六号」に改め、同表第一百十七条の四第六号の項中「第一百十七条の四第六号」を「第一百十七条の四第七号」に改め、同表第一百十九条第一項第十二号の項中

中「第七十四条の二(安全運転管理等)」を「第四条の二第六項」を「第七十四条の三第六項」に改め、同条第二項中「第一百七条の四第四号から第六号まで」を「第一百七条の四第五号から第七号まで」に改め、同条第三項中「第七十四条の二第五項」を「第七十四条の三第五項」に改め、「第五十一条の四(同法第七十五条の八第三項において準用する場合を含む。)」を削る。

第七号に掲げる行為をした」に改め、同項第二号中「第五十一条の四(同法第七十五条の八第三項において準用する場合を含む。)」を削る。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条第一項中「特定道路交通法令」を「特定道路交通法」に、「第七十四条の二」を「第七十四条の三」に、「違反した」を「違反し、若しくは第十九条第一項の規定により読み替え若しくは第十九条第一項の規定により読み替えて適用される道路交通法第七十五条第一項第七号に掲げる行為をした」に改める。

第二十三条第一項中「第五十一条の四(同法第七十五条の八第三項において準用する場合を含む。)」を削る。

第二十五条第二項第一号中「特定道路交通法

第七十五条の二(自動車の使用者の義務等)第一項	第七十五条の二(自動車の使用者の義務等)第一項(運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)
第七十五条の二(自動車の使用者の義務等)第一項	第七十五条の二(自動車の使用者の義務等)第一項(運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)

量」の下に「その他農林水産省令で定める事項」を加え、同条第二項中「売買取引の方法」を「農林水産省令で定める区分」に改め、同条を第四十七条とする。

又は」を加え、同条第六号中「付された」の下に「第十三条の五第一項」を加える。
第七十九条中「一に」「いすれかに」に改め、同条第二号中「第二十三条又は」を削る。

第五十一条第三項中「当該卸売業者の業務若し

四

くは」を「当該卸売業者の業務又は」に「一命じ又は当該卸売業者が支配関係を持つて いる法人の業務若しくは会計に関する必要な改善措置をとるべき旨を勧告する」を「命ずる」に改め、同条中第五項を第六項(二)、第四項を第五項(二)、第三項の次

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十一条の改正規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

に次の二項を加える。

(卸売市場整備基本方針についての経過措置)

開設者は、仲卸業者の財産の状況が中央卸売市場における仲卸しの業務の適正かつ健全な運営を確保するため財産の状況につき是正を加えることが必要な場合として業務規程で定める場合に該当するときは、当該仲卸業者に対し、当該仲卸業者の財産に関し必要な改善措置をとるべき旨を命ずることができる。

場法(以「ト「旧法」という。)第四条第一項の規定により定められている卸売市場の整備を図るために基本方針は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに改正後の卸売市場法(以下「新法」という。)第四条第一項又は第六項の規定により定められ、又は変更さ

第六十七条第二項中「若しくは第五十八条第一項」を削り、「処分」の下に「開設者に対する処分に限る。」を加える。

れたときは、その定められ 又は変更された
日)までの間は、新法第四条第一項の規定によ
り定められた卸売市場の整備を図るための基本

第七十三条第一項中「卸売の業務」の下に「若しくは仲卸しの業務」を加え、「第四条第二項第一号」を「第四条第二項第一号の日標及び同項第二号」に改める。

(中央卸売市場整備計画についての経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に旧法第五条第一項の規定により定められている中央卸売市場の方針とみなす。

第七十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第二号中「により」の下に「第十三条の五第一項

整備を図るための計画は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに

新法第五条第一項又は第五項の規定により定められ、又は変更されたときは、その定められ、又は変更された日)までの間は、新法第五条第一項の規定により定められた中央卸売市場の整備を図るための計画とみなす。

(都道府県卸売市場整備計画についての経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に旧法第六条第一項の規定により定められている都道府県における卸売市場の整備を図るための計画は、この法律の施行の日から起算して一年六月を経過する日(その日までに新法第六条第一項又は第五項の規定により定められ、又は変更された日)までの間は、その定められ、又は変更された日)までの間は、新法第六条第一項の規定により定められた都道府県における卸売市場の整備を図るために計画とみなす。

(中央卸売市場の業務規程に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に効力を有する旧法第八条の認可を受けて開設されている中央卸売市場(次項において「既設中央卸売市場」という。)を開設している地方公共団体は、新法の規定により必要となる業務規程の変更につき、この法律の施行の日から起算して十月を経過する日までに、新法第十一条第一項の規定による認可の申請をしなければならない。

既設中央卸売市場の業務規程は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日(その日までに前項の申請に係る業務規程の変更の認可の処分があつた既設中央卸売市場にあつては当該変更の認可に係る業務規程の効力が発生する日、その日までに同項の申請に係る業務規程の変更の認可又は変更の認可の拒否の処分があつた日(当該変更の認可の処分があつた日後に当該変更の認可に係る業務規程の効力が発生するものにあつては、その効力が発生する日)までは、新法第三章の規定により定められた業務規程とみなす。この場合において、当該業務規程と同章の規定が抵触する場合においては、当該抵触する部分については、同章の規定は、適用しない。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

官 報 (号外)

平成十六年四月九日 参議院会議録第十四号

投票者氏名

平田 健二君	平野 達男君	平野 貞夫君	平野 貞だし君	田 英夫君	福島 瑞穂君	北岡 秀二君	久世 公堯君	溝手 顯正君	宮崎 秀樹君
藤井 俊男君	堀 利和君	松岡 滿壽男君	森 ゆうこ君	高橋 紀世子君	島袋 宗康君	岩本 莊太君	小泉 顯雄君	沓掛 哲男君	矢野 哲朗君
堀 利和君	柳田 稔君	森 ゆうこ君	山本 孝治君	黒岩 宇洋君	中村 敦夫君	中村 正和君	椎名 素夫君	又市 征治君	山崎 正昭君
柳田 稔君	山本 孝史君	山本 孝史君	山根 隆治君	西川きよし君	山本 正和君	山本 正和君	佐々木知子君	佐藤 昭郎君	吉田 博美君
若林 秀樹君	高橋 紀世子君	高橋 紀世子君	和田ひろ子君	本岡 昭次君	斎藤 泰三君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	伊藤 基隆君	山本 一太君
魚住裕一郎君	千葉 国男君	木庭健太郎君	草川 昭三君	草川 昭三君	斎藤 十朗君	斎藤 十朗君	斎藤 滋宣君	鴻池 祥鑑君	朝日 俊弘君
鶴岡 洋君	鶴岡 洋君	鶴岡 洋君	高野 博師君	高野 博師君	佐藤 泰三君	佐藤 泰三君	佐藤 昭君	伊藤 昭君	吉田 博美君
日笠 勝之君	遠山 統	遠山 統	福本 潤一君	福本 潤一君	清水 達雄君	清水 達雄君	清水 達雄君	今泉 昭君	山崎 正昭君
松 あきら君	福本 潤一君	森本 晃司君	森本 晃司君	田中 直紀君	田中 直紀君	田中 直紀君	田中 直紀君	鴻池 祥鑑君	吉田 博美君
山口那津男君	山本 香苗君	山本 香苗君	福本 潤一君	福本 潤一君	大江 康弘君	大江 康弘君	大江 康弘君	大江 康弘君	北岡 秀二君
山本 保君	井上 美代君	渡辺 孝男君	井上 美代君	伊達 忠一君	伊達 忠一君	伊達 忠一君	伊達 忠一君	伊達 忠一君	久世 公堯君
井上 哲士君	岩佐 恵美君	岩佐 恵美君	市川 一朗君	市川 一朗君	大瀬 駿子君	大瀬 駿子君	大瀬 駿子君	大瀬 駿子君	北岡 秀二君
池田 幹幸君	大沢 辰美君	渡辺 孝男君	青木 幹雄君	青木 幹雄君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	北岡 秀二君
緒方 靖夫君	小池 晃君	小池 晃君	有馬 朗人君	有馬 朗人君	鈴木 政二君	鈴木 政二君	鈴木 政二君	鈴木 政二君	北岡 秀二君
紙 智子君	大門実紀史君	大門実紀史君	市川 一朗君	市川 一朗君	田浦 直君	田浦 直君	田浦 直君	田浦 直君	北岡 秀二君
小林美恵子君	西山登紀子君	西山登紀子君	岩城 光英君	岩城 光英君	関谷 勝嗣君	関谷 勝嗣君	関谷 勝嗣君	関谷 勝嗣君	北岡 秀二君
富樫 練三君	八田ひろ子君	八田ひろ子君	上杉 光弘君	上杉 光弘君	田中 直紀君	田中 直紀君	田中 直紀君	田中 直紀君	北岡 秀二君
林 紀子君	吉岡 吉典君	吉岡 吉典君	井永 浩美君	井永 浩美君	伊達 忠一君	伊達 忠一君	伊達 忠一君	伊達 忠一君	北岡 秀二君
岸 宏一君	片山虎之助君	片山虎之助君	岩永 浩美君	岩永 浩美君	佐藤 敬三君	佐藤 敬三君	佐藤 敬三君	佐藤 敬三君	北岡 秀二君
金田 勝年君	柏村 武昭君	柏村 武昭君	大仁田 厚君	大仁田 厚君	段本 幸男君	段本 幸男君	段本 幸男君	段本 幸男君	北岡 秀二君
狩野 安君	岡田 広君	岡田 広君	小野 清子君	小野 清子君	鶴保 康介君	鶴保 康介君	鶴保 康介君	鶴保 康介君	北岡 秀二君
太田 豊秋君	太田 豊秋君	太田 豊秋君	西田 吉宏君	西田 吉宏君	伊達 忠一君	伊達 忠一君	伊達 忠一君	伊達 忠一君	北岡 秀二君
大仁田 厚君	南野知恵子君	南野知恵子君	中島 真人君	中島 真人君	佐藤 敬三君	佐藤 敬三君	佐藤 敬三君	佐藤 敬三君	北岡 秀二君
小野 清子君	野上浩太郎君	野上浩太郎君	西田 吉宏君	西田 吉宏君	常田 享詳君	常田 享詳君	常田 享詳君	常田 享詳君	北岡 秀二君
尾辻 秀久君	大野つや子君	大野つや子君	中島 啓雄君	中島 啓雄君	田村 秀昭君	田村 秀昭君	田村 秀昭君	田村 秀昭君	北岡 秀二君
大野つや子君	景山俊太郎君	景山俊太郎君	西銘順志郎君	西銘順志郎君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	佐藤 雄平君	北岡 秀二君
千景君	加治屋義人君	加治屋義人君	野間 起君	野間 起君	鈴木 道夫君	鈴木 道夫君	鈴木 道夫君	鈴木 道夫君	北岡 秀二君
太田 豊秋君	太田 豊秋君	太田 豊秋君	谷 博之君	谷 博之君	郡司 彰君	郡司 彰君	郡司 彰君	郡司 彰君	北岡 秀二君
長谷川 清君	角田 義一君	角田 義一君	元木 マルチ君	元木 マルチ君	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君	北岡 秀二君
平野 達男君	西岡 武夫君	西岡 武夫君	谷 博之君	谷 博之君	鈴木 道夫君	鈴木 道夫君	鈴木 道夫君	鈴木 道夫君	北岡 秀二君
平野 達男君	平野 達男君	平野 達男君	千秋君	千秋君	齋藤 道夫君	齋藤 道夫君	齋藤 道夫君	齋藤 道夫君	北岡 秀二君
藤井 俊男君	藤井 俊男君	藤井 俊男君	高橋 千秋君	高橋 千秋君	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君	北岡 秀二君
堀 利和君	堀 利和君	堀 利和君	正行君	正行君	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君	北岡 秀二君
藤井 俊男君	藤井 俊男君	藤井 俊男君	羽田雄一郎君	羽田雄一郎君	泰弘君	泰弘君	泰弘君	泰弘君	北岡 秀二君
松井 孝治君	松井 孝治君	松井 孝治君	直嶋 正行君	直嶋 正行君	千秋君	千秋君	千秋君	千秋君	北岡 秀二君
松井 孝治君	松井 孝治君	松井 孝治君	樋口 俊一君	樋口 俊一君	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君	佐藤 道夫君	北岡 秀二君
藤原 正司君	藤原 正司君	藤原 正司君	平野 貞夫君	平野 貞夫君	宮崎 秀樹君	宮崎 秀樹君	宮崎 秀樹君	宮崎 秀樹君	北岡 秀二君

二八

官 報 (号 外)

日程第六 特定農産加工業經營改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

贊成者氏名	阿南 一成君	愛知 治郎君	一八五名
青木 幹雄君	荒井 正吾君		

官 報 (号外)

平成十六年四月九日 参議院会議録第十四号

投票者氏名

反対者氏名

○名

紙 智子君	小林美恵子君	大門実紀史君	小池 晃君
富樫 練三君	吉岡 吉典君	宮本 岳志君	西山登紀子君
畠野 君枝君	林 紀子君	吉川 春子君	八田ひろ子君
田 英夫君	渕上 貞雄君	福島 瑞穂君	宮本 岳志君
岩本 莊太君	島袋 宗康君	山本 正和君	吉川 春子君
島袋 宗康君	椎名 素夫君	又市 征治君	福島 瑞穂君
岩本 莊太君	中村 敦夫君	山本 正和君	宮本 岳志君
高橋 紀世子君	西川きよし君	椎名 素夫君	吉川 春子君
黒岩 宇洋君			
本岡 昭次君			

官 報 (号外)

第明治二十九年三月三十日
郵便物認可

平成十六年四月九日 参議院会議録第十四号

一一一

発行所
〒100-0005 東京都港区虎ノ門二丁目 独立行政法人国立印刷局
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体) 110円